

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、3か月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後1か月超3か月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

※1円未満切り捨て

尚、契約書等で別途定めた場合は、当該定めによります。その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

以 上